

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 答 申

(答 申 第 71 号)

令和4年2月21日

大津市情報公開・個人情報保護審査会

答 申

第1 審査会の結論

大津市農業委員会（以下「実施機関」という。）が「大津市〇〇町 宗教法人〇〇が所有する大津市〇〇町〇〇番、〇〇番、〇〇番の農地 農地法の手続きに関する一切の書類」（以下「本件公文書」という。）について、これを保有していないとして非公開とした決定は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 公開請求

令和3年4月27日、審査請求人は、大津市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対して公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和3年5月6日、実施機関は、本件公文書を保有しないとして条例第11条第2項の規定に基づき、公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

令和3年8月5日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定に基づき、審査請求を行った。

第3 審査請求の趣旨

決定を取消し、公開せよ。

第4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、審査請求書の記載によると、次のとおりである。

宗教法人〇〇が農業を営むとはユニークであるが、造成したため崖崩れが生じており悪質のため。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書の記載及び口頭説明によると、概ね次のとおりである。

- 〇〇年〇〇月〇〇日付けで、〇〇へ所有権移転された当該土地（大津市〇〇町〇〇番、同所〇〇番、同所〇〇番）について、大津市農業委員会事務局に保管している農地法の許可申請受付簿を全て探したが、当該土地に関する農地法の許可申請が受付された形跡は見つからない。
- このことから、当該土地に関する農地法の許可申請に関する公文書は存在しない。また、許可申請書以外の公文書についても、10年保存であるため、保存年限経過により公文書は存在しない。
- 当該土地のうち、大津市〇〇町〇〇番及び同所〇〇番の地目は農地、同所〇〇番の地目は山

林であり、いずれも〇〇年に、寄付により当該宗教法人に所有権移転の登記がされている。

- 4 農地の所有権移転については、農地法により規制がされており、当該土地の所有権移転に関しては、農地法第3条又は第5条の許可が必要であったと考える。
- 5 農地法第3条の許可は、農地を農地のまま耕作目的で所有権移転や賃借権の設定を行うときの手続きであるが、宗教法人が農業を営むことはなく、農地法第3条の許可がされることはないと考えられる。
- 6 農地法第5条の許可は、農地を転用するために所有権の移転等を行うときの手続きである。現在の許可権者は農業委員会であるが、〇〇年当時の許可権者は都道府県知事であり、農業委員会では農地法に基づく申請を受け付け、審議をし、許可不許可の判断を付したうえで知事に進達を行っていた。
- 7 当該土地の所有権移転登記がされた〇〇年〇〇月以前の許可申請受付簿を確認したところ、当該土地について何らかの申請があったとの記録はなかった。仮に、何らかの申請が行われていたとしても、許可申請書類の保存期間は10年であり、保存期間経過により廃棄されているため存在しない。また、〇〇年当時の許可権者は知事であったので、滋賀県に確認したところ、当該土地に係る事項の受付記録や文書は存在しないとのことであった。
- 8 農地法の許可申請以外には、農地の場合は、法務局に登記地目変更の申請があったときに、登記官から地目変更についての意見照会が農業委員会に対して行われる。当該照会に対しては、農業委員会で現地調査等を行ったうえで返答するが、本件公開請求に係る土地の地目は変更されていないことから、登記官からの照会はなかったのではないかと考える。なお、登記官からの照会に関する文書の保存期間は10年であり、〇〇年当時に照会が行われていたとしても、保存期間経過により廃棄されているため存在しない。
- 9 また、登記地目が農地であるが、現況が農地以外である土地について、一定の条件を満たす場合、農業委員会により農地ではないことの証明（非農地証明）を受けることができる。受付簿を確認したところ、本件公開請求に係る土地について非農地証明交付申請が行われた記録はなかった。

第6 審査会の判断理由

- 1 本件公開請求について
実施機関は、本件公開請求に対して本件公文書を作成又は取得しておらず存在しないとして非公開決定を行った。
審査請求人は、これを不服として本件公文書の公開を求めていることから、本件処分の妥当性について検討する。
- 2 本件公文書の保有の有無について
当該土地について、農地法の規定に基づく手続きが行われた記録の有無について、実施機関による上記説明に不合理な点はなく、他に本件公文書の存在をうかがわせる事情も存在しないことから、実施機関は本件公文書を保有していないと認められる。
- 3 審査請求人の主張について
審査請求人は、特定宗教法人が農業を営むことがユニークであることと、土地を造成したこ

とにより崖崩れが生じたことが悪質であると主張しているが、当審査会は、本件審査請求については実施機関が行った大津市情報公開条例の規定に基づく処分の適否を調査審議することから、これらの主張は当審査会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3年 9月 3日	諮問書の受理
令和3年12月 8日	実施機関からの事情聴取 審議
令和4年 1月19日	審議
令和4年 2月21日	答申